

免除と納付猶予の違い

令和2年度(2020年度)定額保険料月額: 16,540円

制度	受給資格期間	受け取る年金額には	納付する金額(月額)	追納
全額免除	認める	半分が反映される。	0円	10年以内 なら、納めること ができます
納付猶予		反映されない	0円	
4分の3免除		8分の5が反映される。	4,140円	
半額免除		4分の3が反映される。	8,270円	
4分の1免除		8分の7が反映される。	12,410円	
学生納付特例		反映されない	0円	
未納	認めない	反映されない		2年以内なら、納め ることができます。

※納付猶予は、50歳未満の方が対象となります。

対象免除期間: 申し込み月より、2年1ヶ月まで遡って申請できます。

対象年度	申請期間	審査対象の所得年度
平成30年度分	平成30(2018)年7月～令和元(2019)年6月	2017年(平成29年)中の所得
令和元年度分	令和元(2019)年7～令和2(2020)年6	2018年(平成30年)中の所得
令和2年度分	令和2(2020)年7月～令和3(2021)年6月	2019年(平成31年・令和1年)中の所得

※令和2度分の申請は、令和2年(2020年)7月1日より開始いたします。



継続審査について

利点: 本年度、全額免除もしくは納付猶予に該当の場合

- ①次年度からは、申請しなくても、同じ区分での審査を非該当になるまで自動で行ってもらえる。
- ②希望すれば、今年度納付猶予に該当の場合でも、次年度申請しなくても、全額免除の審査を行ってもらえる。

注意点: 全額免除もしくは、納付猶予が却下の場合、その他の区分での審査を行ってもらえない。
次年度からは、窓口での申請が必要。(翌7月1日以降)